別表２　特定の芳香族アミン

	化　学　物　質　名	ＣＡＳ　№
1	４－アミノジフェニル	92－67－1
2	ベンジジン	92－87－5
3	４－クロロ－ｏ－トルイジン	95－69－2
4	２－ナフチルアミン	91－59－8
5	ｏ－アミノアゾトルエン	97－56－3
6	２－アミノ－４－ニトロトルエン	99－55－8
7	ｐ－クロロアニリン	106－47－8
8	２，４－ジアミノアニソール	615－05－4
9	４，４’－ジアミノジフェニルメタン	101－77－9
10	３，３’－ジクロロベンジジン	91－94－1
11	３，３’－ジメトキシベンジジン	119－90－4
12	３，３’－ジメチルベンジジン	119－93－7
13	３，３’－ジメチル－４，４’－ジアミノジフェニルメタン	838－88－0
14	ｐ－クレシジン	120－71－8
15	４，４’－メチレン－ビス－（２－クロロアニリン）	101－14－4
16	４，４’－オキシジアニリン	101－80－4
17	４，４’－チオジアニリン	139－65－1
18	ｏ－トルイジン	95－53－4
19	２，４－トルイレンジアミン	95－80－7
20	２，４，５－トリメチルアニリン	137－17－7
21	ｏ－アニシジン	90－04－0
22	４－アミノアゾベンゼン	60－09－3

10　調達を行う各機関は、カートリッジ等の調達に当たって、本体機器への影響や印刷品質を勘案し、次の事項に十分留意すること。

ア．以下のカートリッジ等の品質保証がなされていること。

①自社規格によって品質管理が十分なされたものであり、印字不良・ジャム・トナー／インク漏れ・ノズル詰り・本体破損などの品質不良についての品質保証（使用される製品に起因する品質不良が発生した場合において、代替品の手配、機器本体の修理等）がなされていること（一般に本体機器の保証外のカートリッジ等の使用に起因する不具合への対応は、保守契約又は保証期間内であっても有償となる場合が多い。）。

②本項の判断の基準を満たす製品の使用に起因するコピー機、プリンタ等の機器本体への破損故障等の品質に係る問題が発生した場合は、当該製品の情報（製品名、事業者名、ブランド名、機器本体名等）及び発生した問題を記録するよう努めること。

イ．使用目的・用途等を踏まえインクカートリッジを選択すること。

①写真画質等の高い印刷品質が必要な場合、長期保存する場合、直射日光の当たる場所での使用を想定する場合等は、耐光性、耐オゾン性、耐水性等に優れ、本体機器と連携のとれたインクカートリッジを選択すること。

②新品インクカートリッジに充填されているインクと再生インクカートリッジに充填されているインクは同一のものではないことから発色が異なることを認識し、使用するインクカートリッジを選択すること。

11　調達を行う各機関は、カートリッジ等の調達に当たって、製品の化学安全性及び事業者の回収システム・リサイクルシステム・適正処理システム等の構築に関する信頼性の確保の観点から、事業者が次の書類を備えていること（例えば、事業者の判断で公開するウエブサイト等で確認できることなど）に十分留意すること。

ア．トナー又はインクに関するAmes試験に係る報告書等

イ．トナー又はインクに関するＳＤＳ（安全データシート）

ウ．配慮事項に示された各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等

⑵　目標の立て方

当該年度のトナーカートリッジ及びインクカートリッジの調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

６．電子計算機等

６－１　電子計算機

⑴　品目及び判断の基準等

電子計算機	【判断の基準】 ①サーバ型電子計算機にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．表１に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率から算定したエネルギー基準達成率が180以上であること。ただし、ＣＰＵの種別が専用ＣＩＳＣの場合は、エネルギー消費効率が表１に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 イ．オフモード消費電力が1.0W以下であること、かつ、長期アイドルモード消費電力が備考６の算定式により算定された最大アイドルモード消費電力以下であること。 ②クライアント型電子計算機にあっては、アの要件又はイ、ウ及びエのいずれかの要件を満たすこと。 ア．表２に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率から算定したエネルギー基準達成率が200以上であること。 イ．デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ又はノートブックコンピュータの場合は、備考７アの算定式により算定した標準年間消費電力量が備考７イの算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。 ウ．ワークステーションの場合は、備考８アの算定式により算定した加重消費電力が備考８イの算定式により算定した最大加重消費電力以下であること。 エ．シンクライアントの場合は、備考７アの算定式により算定した標準年間消費電力量が備考９の算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。 ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 ④一般行政事務用ノートパソコンの場合にあっては、搭載機器・機能の簡素化がなされていること。